

ぎふ商工連

2021 商工 3 News

第689号

令和3年3月1日発行
(毎月1日発行 発行部数21,840部)

- 2 労働力シェアリング / 臨時総会告知
- 3 中小企業施策活用のおすすめ / 法律相談
- 4 会社を未来につなげる・十年先の会社を考えよう
事業承継PR / プッシュ型事業終了のお知らせ
- 5 元気企業紹介
- 6 働き方改革
- 7 確定申告 / 下請法クイズ
- 8 未来を応援

SHOKO NEWS
GIFU

商工会は経営支援を通じて事業者の未来に貢献する

全国統一スローガン 「商工会は 行きます 聞きます 提案します」



▲ 池の見回りをする後継者(大山晋也)

★ 今月の元気企業 ★

東濃建設有限会社

(中津川北商工会)

詳しくは、P.5「元気企業紹介」に掲載しています。

▶ 会社全貌



▲ 晋也キャビア(製品)

▲ キャビア加工場(1階)
と事務所(2階)キャビア加工用の
クリーンルーム

発行所・発行人

岐阜県商工会連合会

岐阜市数田南5丁目14の53 OKBふれあい会館9F

TEL (058) 277-1068(代) FAX (058) 274-7655

URL <http://www.gifushoko.or.jp/>

清流の国ぎふ

岐阜県の雇用維持・継続人材マッチング支援

「働き手」を活かす、つなぐ。

特設サイト《労働力シェアリング》緊急OPEN!

新型コロナウイルス感染症の影響で雇用維持に苦慮する事業者と人手不足の事業者の人材マッチングを支援します。

雇用維持・継続人材マッチングの仕組み

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時的に従業員の雇用維持に苦慮している業種がある一方で、「新たな日常」の中、需要が増している企業等があり雇用の需給ミスマッチが生じています。岐阜県ではこの解消に向け特設サイト「労働力シェアリング」を開設し、労働力が不足する事業者と余剰のある事業者の雇用維持・労働力シェアリングの支援を行います。



特設サイト 労働力シェアリング

岐阜県では、幅広い求職者の支援拠点「岐阜県総合人材チャレンジセンター（愛称：ジンチャレ!）」において、求職・求人データベースシステム（ジンチャレ！求人ぎふ）により、業種関係なく求人情報を提供しています。

このたび、「ジンチャレ！求人ぎふ」に登録された求人情報のうち、在籍型出向、人事交流、兼業・副業の求人情報を見やすく発信する **特設サイト「労働力シェアリング」**を開設しました。

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

お問合せ先

URL : <https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>

「岐阜県の雇用維持・継続人材マッチング事業」 岐阜県 商工労働部 産業人材課
TEL: 058-272-8406

▼特設サイトはこちら



岐阜県商工会連合会 **臨時総会**

とき 令和3年 **3月25日(木)** 午後1時30分から
ところ OKB ふれあい会館 301会議室

商工会管内事業者様にご推薦!!
中小企業施策活用のおすすめ
 vol. 9
事業再構築補助金

令和2年度の第三次補正予算で企業の新たな業態展開を支援する補助金が発表されました。

いままでの持続化給付金は企業の継続を支援する給付金になっていましたが、事業再構築補助金は新たな取組を支援する攻めの姿勢を支援する補助金です。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援するものとして大きく予算が確保されています。

- ① 応募対象者
 - 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
 - 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
 - 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(部5.0%)以上増加、又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均3.0%(部5.0%)以上増加の達成。

② 補助額
 小規模事業者や個人事業主も対象

となっております。

中小企業(通常枠)	100万円～6,000万円	2/3
中小企業(卒業枠)	6,000万円超～1億円	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円～8,000万円	1/2
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超～1億円	1/2

③ 対象経費
 建物費、建物修繕費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費、販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)が補助対象経費に含まれます。

④ 公募開始時期や対象業種
 詳細未定(2月15日現在)

⑤ 申請方法
 オンライン申請「Grants(電子申請システム)」での受付を予定しています。ID取得には約2週間ほどかかるので、申請が始まる前に取得しておくと思えます。

経済産業省ホームページにて、今後発表される詳細を必ずチェックしてご利用ください。

中小企業 施策活用のおすすめ

執筆者 商工太郎(仮名)



地域事業者様の喜びを自分の喜びに感じる熱血経営指導員。自身の経験から中小企業施策の魅力をお伝えしていきます!

「無料法律電話相談」 事業のご案内

法律に関することは、商工会にご相談ください

経営安定に関する相談、法律相談会などの事前確認や事後フォローなどにおける経営法務問題について、商工会職員が無料で「弁護士」との電話相談をお受けします。

こんな悩みはありませんか。

- 連鎖倒産の恐れがある
- 手形処理のトラブル
- 債権回収ができない
- 不当な契約要求
- 債務不履行などのトラブル
- 返済のリスケジュール
- 破産・清算を考えている
- その他経営法務に関するトラブル



初期相談に限ります。詳しく相談されたい方は「無料法律相談会」などをご利用ください。また、法的手続きを弁護士に委任するような場合には、手続きなどに要する費用は相談者の負担となります。

経営者の皆様のお悩みにお応えします! 『**弁護士による無料窓口相談会**』 をご利用ください!

お取引先の倒産や売掛金回収のトラブル、借金問題や事業再生、事業承継や相続に係る相談等、企業経営に伴う法律問題等について、小規模事業者等の皆様が、直接弁護士と相談できる無料窓口相談会を開設しています。

◆3月の開設日
2日(火) OKBふれあい会館
 県連企業支援課 058-277-1073

◇ご注意
 本事業は、解決策をアドバイスするものであって、弁護士がご相談内容に関する書類作成等を行うものではありません。

◇申込方法(要予約)
 事前に、最寄の商工会、または左記の申込連絡先までお申し込み(ご予約)をお願いします。

予約制 開催時間は午後1時から午後5時まで
 (1回のご相談時間は、1時間単位の予約制です)

会社を未来につなげる 十年先の会社を考えよう
経営計画書作成から始めた三代目の経営



ブロックチェーンコーディネーター
馬 智 幸

【支援企業の概要】

先々代である祖父が一九五四年に創業し、一九七一年に法人成りした有限会社近藤建築。学校や病院、通信施設など大型のコンクリート建造物を形成するための型枠工事という建造物の土台となる一番重要な工程を担ってきた。

子供の頃から祖父と二代目の父の姿を見て育ってきた後継者は、二〇〇三年に入社した。

ここ数年大規模なコンクリート建造物の新設工事が減少しており、売上高を確保するために後継者が事業責任者として二〇一二年に総合建築事業を始めた。

【相談内容】

二〇一八年に代表取締役となった後継者が今後の経営について相談したいと二〇二〇年三月に岐南町商工会に訪れた。

後継者の頭の中では、課題もはっきりしていたため経営計画書を作成して可視化する支援を行った。

【支援内容】

後継者の頭の中にあつた経営ビジョンや目標数値を経営計画書に落とし込んでいく過程で二つの課題の解決策について、国や県の事業承継支援施策を活用することを提案した。

先々代・先代から引き継いだ型枠工事の生産性向上のためにはレーザー型製材機の導入が必要でありそのために事業承継補助金を活用した。

また、新しい収益の柱として力を入れている総合建築事業（特に顧客からの要望の多いオーダー建具工事）にもレーザー型製材機は利用できることから、広く認知してもらえようように自社ホームページの改良を県の補助金を活用した。

経営計画書策定を行い、岐南町商工会の経営指導員と共に実行の伴走支援を行うことができた。

【改善効果など（所感）】

機械設備の導入により作業の効率化が図れて、社員の残業や休日出勤も減っています。またホームページを見たという企業様からの問い合わせも増えています。これからも経営計画書に夢を落とし込みながら会社を守っていきます。

☆経営・事業承継のご相談は、お近くの商工会へ。

事業承継に関する相談は、お気軽に商工会まで！

事業承継の準備に向けた相談対応をいたします。必要に応じて、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士などの専門家を無料で派遣いたします。



10年後といたら私の年齢は…
これからの準備、今すぐ始めた方がいいのでは？

こんな時にご相談ください

- ☑ 贈与税・相続税などについて知りたい。
- ☑ 事業承継税制について知りたい。
- ☑ 自社株を集中したい。
- ☑ 円滑に経営資産を承継させたい。
- ☑ 従業員など第三者に事業承継させたい。

「岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター」

開設のご案内

令和3年4月より
新センターにてワンストップ
支援体制がスタート！

平成三〇年度から始まったプッシュ型事業承継支援事業が今年度で終了します。

令和三年度からは「岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター」が岐阜商工会議所に開設されます。

■新センターの支援体制の概要■

新センターでは、従来のプッシュ型事業と事業引継ぎ支援センター事業が統合され、親族内承継と第三者承継などについてワンストップ支援体制を目指してまいります。

センターには承継コーディネーター、サブマネージャー等が配置され事業者様等からの相談対応をします。さらに専門的な支援対応について、専門家派遣制度にて対応してまいります。

エリアコーディネーターが県下各ブロックに配置され、事業承継支援の掘り起こし等について商工会等と連携して入り口支援を図ってまいります。

県連としてプッシュ型事業承継支援事業事務局として、皆様のご協力を頂きこれまで事業運営できたことを感謝いたします。

引き続き新センターと連携協働して事業承継支援を積極的に行ってまいりますので、事業承継について各商工会までお気軽にご相談ください。

◆元氣企業紹介◆

後継者の他業種への
参入チャレンジ!

東濃建設有限公司社

当社は、岐阜県中津川市福岡で、建設業・水産業・一般貨物自動車運送業・食品製造業を営んでいる「東濃建設有限公司社」です。

中津川市福岡は緑豊かな二ツ森山と三界山に抱かれ、付知川の清流に育まれたまちです。名古屋市から中央自動車道でおよそ1時間の距離にあつて、恵まれた自然環境の中で発展してきました。

公共工事依存体質からの脱却

平成元年の創業以来、地域の建設業者として事業展開をしています。公共工事の土木工事を主に受注していますが、公共工事の減少、単価の引き下げ要求などにより地方の建設業はますます厳しい環境になっていくと予想されました。そこで建設業以外に当社ができる新事業を模索していたところ元々現社長が趣味で錦鯉の養殖をしていたのをヒントに、後継者の私が「ホンモロコ」という淡水魚が高級魚として取引されていることから、休耕田を利用して養殖と販売ができないかと平成22年に養殖事業を開始しました。

岐阜県経営革新計画の認定から
チョウザメ養殖へ

平成23年に「岐阜産ホンモロコ」養殖技術確立と販路開拓」をテーマに当時の商工会の東濃サポーターセンターの支援を受けて、岐阜県経営革新計画の認定を受けました。ホンモロコの養殖と販売については、一定の成果をあげています。養殖の技術が向上し、同業者とのネットワークが広がる中で、平成24年にチョウザメの養殖を開始することになりました。

後継者の販路拡大への取り組み

養殖は、順調に進んだものの顧客を開拓するノウハウを有しておらず、ほとんど販売することができませんでした。そのため、地元である東濃地域の他、名古屋、東京を中心とする全国の有名飲食店に自ら足を運び、実際に食事をしながら直接営業することで、徐々に販路を拡大していくことができました。平成29年には、はじめてチョウザメが抱卵し



▲休耕田を活用したチョウザメ用の池



▲抱卵検査のため水揚げしたチョウザメ

商工会の支援

自家繁殖に成功、平成30年から卵（キャビア）入りチョウザメを出荷し始め、平成31年には、ミシユラン三ツ星 日本料理龍吟 山本シェフの紹介で、生産者として書籍「料理マスターズ2019」に掲載していただき等、当社のキャビアは非常に高い評価を得られています。現在は、直接営業を中心に既存顧客の紹介で高級飲食店を中心に販路を拡大しています。

養殖業を開始してからは特に、商工会の指導を受けています。平成23年の岐阜県経営革新計画を皮切りに、補助金申請を中心とした支援をしてもらっています。6次産業化認定の際は、東濃広域支援室も含めキャビア製造に向けての設備計画等に力をお貸しいただきました。さらには、商品パッケージやラベルに関する専門家活用支援、国内販路拡大支援については国の持続化補助金を活用して「HP作成・リーフレット作成」水質安定と生産性向上に向けて、県の持続化補助金を活用して「ろ過装置・紫外線殺菌器」を導入することができました。申請から導入・実績報告まで伴走型の支援で心強かったです。

今後の展望

様々な支援策などを活用することで、常に事業計画の重要性を認識しています。事業計画の策定については、きっかけは補助金を活用するたためでしたが、今となっては目標を達成するための必要な計画となっています。自社のキャビア加工施設も完成し、高級飲食店・ふるさと納税返礼品（中津川市）・ECサイト（二ツポンセレクト.com）への国内販路は確立しました。さらなる販路を拡大するために、加工施設の対米HACCAPも認定されたので、アメリカへの『晋也キャビア』輸出も今年中には開始したいと思っています。



▲自社加工製品を持つ後継者（大山晋也）



国持続化補助金で作ったキャビアホームページ



中津川市のふるさと納税サイト

東濃建設 株式会社

代表取締役 大山 明彦
取締役 大山 晋也

〒508-0203 中津川市福岡542番地
TEL 0573-172-3724
FAX 0573-172-15870
HP https://www.tono-kenseisu.co.jp/
HP https://caviar-labo.jp/

「働き方改革」

いよいよ2021年4月1日より中小企業にも
正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます
(いわゆる同一労働同一賃金の実現)

同一労働同一賃金

働き方改革関連法の一環で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で不合理な待遇差を設けてはならないとされました。

必ずしもすべての待遇が同じである必要はありませんが、待遇の差がある場合は、不合理でない理由とその説明が求められます。

ポイントは以下の1～3です。

POINT 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

POINT 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正規雇用労働者との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

POINT 3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）*の整備

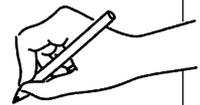
労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

*事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続のことをいいます。

☑ チェックリスト

チェックリストに「いいえ」がある場合は、まずは商工会にご相談ください。



- Q1** 誰が正規雇用労働者で、誰が非正規雇用労働者か把握していますか？ はい いいえ
- Q2** 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の職務内容（業務の内容と責任の程度）、人材活用の仕組みや運用（転勤、配置転換、昇進の有無など）の違いを把握してますか？ はい いいえ
- Q3** 自社の手当や賞与、福利厚生などは何のために設けているか把握してますか？ はい いいえ
- Q4** 基本給や昇給を何によって決めているか理解していますか？ はい いいえ
- Q5** 正規雇用労働者と非正規雇用労働者で、不合理な待遇の差が生じないようにしていますか？ はい いいえ
- Q6** 正規雇用労働者と非正規雇用労働者で待遇に差がある場合、不合理でないと説明できますか？ はい いいえ

確定申告

ご来場を検討されている方へ

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

- ☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- ☑ 作成手順は国税庁の動画サイトでチェック！



確定申告特集ページ

密を作らない

- ☑ 確定申告会場の混雑緩和のため
会場への入場には「入場整理券」が必要です
- ☑ 整理券は各会場で当日配付。LINEから事前発行もしています



国税庁
LINE公式アカウント

申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和3年4月15日(木)まで
消費税および地方消費税(個人事業者) 令和3年4月15日(木)まで

詳しくは

確定申告 検索

申告義務のない方が行う還付申告は5年間提出することができます。
年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受ける方などがこちらに該当します。

下請法クイズ

下請法は、下請取引において下請事業者の利益を守るための法律です。

今般、公正取引委員会中部事務所が公表している下請法に関するクイズから、下請法の親事業者の義務・禁止事項の問題をピックアップしました。

下請法って何？という方も、是非一度チャレンジしてみてください！

【問題】

親事業者I社は部品の製造を委託している下請事業者J社との間で、支払方法を全額手形払から常に全額現金払にする代わりに、注文書に記載した下請代金から1%分を差し引くことを合意し、合意文書を取り交わして下請代金を支払っていました。

I社の経理担当者のTさん、Uさんはそれぞれ次のようなことを考えています。理解が正しいのは誰でしょうか。

(Tさん) J社とは、下請代金から差し引くことについて、あらかじめ合意文書を取り交わしているのだから、合意文書さえ保存しておけば問題ないだろう。

(Uさん) 社長や常務は「現金払はJ社にとってメリットがあるし、下請代金から差し引く額は1%分と少ないので問題ないだろう。」と言っていたし、自分もそのとおりだと思うので問題ないだろう。

【解説】

Tさん、Uさんの2人とも間違っています。

下請事業者から口頭又は書面により合意を得ていたとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合に発注時に定めた下請代金を減じることは、「下請代金の減額の禁止」(下請法第4条第1項第3号)の規定に違反します。「下請事業者の責めに帰すべき理由」とは、例えば、瑕疵の存在や納期遅れがあり、適法に受領拒否や返品ができる場合に、受領拒否又は返品をして、その分に相当する額を減ずる場合などに限られています。

また、下請代金の支払方法について手形を交付していたものを、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更した場合は、そのことを理由に下請代金を減じることは金額の多少を問わず下請代金の減額として下請法違反となります。

そのため、支払い方法を手形から、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更する場合には、あらかじめ現金払に見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要があります。

★公正取引委員会中部事務所が公表している下請法クイズはこちら★

⇒ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_quiz.html

未来を応援**安田建設株式会社****時代の変化に対応した、
新たな事業ドローンスクールへの挑戦！**

安田建設は自然豊かな山に囲まれた白川町の上佐見地区にあり、平成元年に設立してから30年以上に渡り、創業当初からの土木建設事業を会社の基盤とし、今では住宅や産業用の太陽光をメインにした再生可能エネルギー事業をはじめ、令和2年からはドローン事業をスタートしました。

新事業ドローンスクールの開校

ドローン

今年度からスタートしたドローン事業は、令和2年3月にドローンスクールJUAVAC(ジュアバック)ドローンエキスパートアカデミー岐阜校を開校したのが、ドローン事業部最初の事業となりました。

昨今のドローン普及により、活躍の場が広がりドローンの機体の価格も低下し、操作もしやすい事もあり、多くの方が手にした一方、操縦に関する法令等の知識が無く事故や刑事罰を科せられた人もいます。

また、趣味での範囲を超えて産業分野での活用に大きく期待をされ、ドローンの市場規模は2025年には6,000億円を超える市場になるとも言われています。(現在の約3倍)

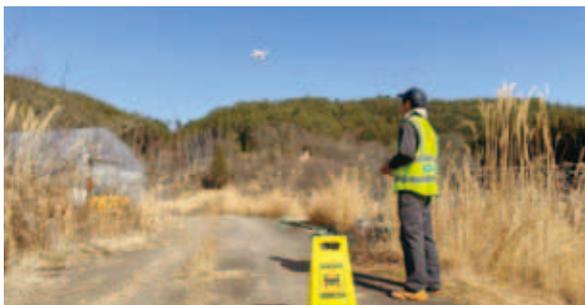
今後ドローンの普及が増えていく中で、田舎ならではの広大な土地を活用して、法律等の学びの場と専門性の高い飛行技術習得への最短ルートとしてドローンスクールを開講しました。

当校は、基本操作コースはもちろん、ドローンでの薬剤散布、測量、非破壊検査など専門性の高いカリキュラムを用意しています。



データの画像処理

実務研修では空撮、薬剤散布、ドローン測量、災害現場捜索、実証実験、マイクロドローンなど多岐に渡り展開しています。



空撮時



協定締結時

関係機関との連携

令和2年5月に、当校に興味をいただいた、白川町役場と当社のJUAVACドローンエキスパートアカデミー岐阜校との協定締結を

行い、ドローンを活用した地域活性化、地域課題の解決に向けた協定を結びました。

協定の内容は、町内における技術者の養成をはじめ、災害時の支援、測量・点検、物資輸送、農林業など各分野での活用を図り、地域特性に合わせた新たなドローンの利活用を目指す内容となっています。

この協定の取り組みの一環として、7月5日に白川町に大きな被害をもたらした、飛騨川の氾濫の際も、当社のドローンを利用し、被害状況の調査を行い、役場や各報道機関へ情報提供を行いました。

また、更なるドローン普及への貢献の為、岐阜県内の企業と一般社団法人岐阜県産業ドローン協会(GIDA)を発足し、岐阜県のドローン産業の発展に尽力していきます。

この協会では、イベントにも積極的にドローンを取り入れ、小さなお子様でも安心して体験できるドローンやハイスピードで飛行技術を競うマイクロドローンの大会なども計画しています。

近い将来、空の産業がより身近にやってくる時代に備えています。

これからの事業展開

時代の変化に対応していく中で、安田建設は歩みを止めることなく、創業からの土木建設事業、再生エネルギー事業、ドローン事業の他に、来年度からは、新たに新築などを手がける建築事業を立ち上げます。

また、建築事業と併せて、当社に在籍しているフィナンシャルプランナーによる、将来の資産形成のアドバイスをするミライ事業なども今後手がけていきます。

(白川町商工会)

**安田建設株式会社**

住所 加茂郡白川町上佐見131番地

TEL 0574-76-2046 **FAX** 0574-76-2047

ドローン事務所

住所 加茂郡白川町河岐1738-2 **TEL** 080-4194-4456

ホームページ <https://yasudakensetsu-drone.com/company/>